

保福審第17号
平成24年11月15日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市保健福祉審議会
委員長 石田 重



介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について（答申）

平成24年3月29日付保推第2112号により諮問のあった標記の件について、本審議会高齢者保健福祉専門分科会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

今後、この答申を踏まえ、条例制定に向けて取り組まれますとともに、条例施行にあたっては、各事業者への周知や円滑な実施に取り組まれますよう切に希望します。

記

1 審議会の結論

介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、厚生労働省令で定める基準に以下の項目に関する基準を加え、福岡市の基準とすることが妥当であると判断します。

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| (1) 暴力団の排除 | (2) 特別養護老人ホームの居室の定員 |
| (3) グループホームの居室の面積 | (4) 多床室におけるプライバシーの配慮 |
| (5) 浴室、トイレの構造 | (6) トイレの設置 |
| (7) バルコニーの設置 | (8) 汚物処理室の設置 |
| (9) 手すりの設置 | (10) サービスの開始時等における利用申込者の同意 |
| (11) サービス提供記録の利用者への提供 | (12) サービスの取扱方針（身体拘束廃止の姿勢等） |
| (13) サービスの取扱方針（記録等） | (14) 研修機会の確保（研修計画） |
| (15) 研修機会の確保（虐待防止研修等） | (16) 研修機会の確保（外部研修） |
| (17) 非常災害対策 | (18) 衛生管理等 |
| (19) 重要事項の掲示 | (20) 事故発生の防止の対応 |
| (21) 事故発生時の対応 | (22) サービス提供記録等の保存期限 |
| (23) 申請者の基準 | (24) 特別養護老人ホームの入所定員 |

2 判断の理由

本審議会では、介護サービス事業等の基準を条例等に定めるにあたり「基準の検討についての基本的な考え方^{※1}」及び「介護サービス事業等を条例に定める際の基本方針^{※2}」を定め、介護サービス事業者や市民、介護支援専門員協会等の職能団体などへの意見募集や、パブリック・コメントの結果等を踏まえ、審議を行いました。

その結果、厚生労働省令で定める基準に、市独自基準として24項目の内容を加え、福岡市の基準とすることが妥当であると判断しました。

3 追加基準の内容及び当該基準設置の理由

別紙のとおり

※1 基準の検討についての基本的な考え方

- ① 介護報酬等の変更は行わない。
- ② 従うべき基準は、基本的に変更しない。
(変更する場合は、介護報酬等にかかわらない軽微なもの、または、すでに福岡市が国基準を上回る内容で実施しているものとする。)
- ③ 参酌すべき基準を重点的に検討する。

※2 介護サービス事業等を条例に定める際の基本方針

- ① 厚生労働省が示している各基準省令ごとに条例を定める。
厚生労働省が示している現行の基準省令に基づき事業が行われており、従来からある各基準省令に沿って定めることで、円滑に条例に移行することができる。
- ② 福岡市の実情を踏まえ、独自基準を定めることがより適切と判断した内容を除き、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする。
厚生労働省が示している現行の基準省令に従って適切な事業運営、サービス提供が行われており、福岡市が独自に定める内容を除き、従来どおりの各基準省令と同じ内容を定めることで、円滑な事業継続が図られる。
- ③ 福岡市の独自基準は、市民や事業者等の意見募集の内容等を参照しつつ、個別具体的に検討して定める。
利用者の利便性、事業者等の事業運営に与える影響、今までの基準に係る意見等を踏まえ、より適切で実情に合った独自の基準を定める。

1 暴力団の排除	全般
<p>☞ 役員、管理者その他従業者、取引先について暴力団を排除する旨の規定を追加。</p> <p><現行法令> 規定なし</p> <p><基準設置の理由> 福岡市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため規定する。</p>	

2 特別養護老人ホームの居室の定員	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)
<p>☞ 居室の定員を緩和。</p> <p><現行法令> 1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。(夫婦部屋への対応)</p> <p><基準設置の理由> 居室の定員は「1人」とされているが、現に多床室に入居している利用者の負担増等から、施設の改築・改修にあたり多床室が必要な状況も想定されるため、例外として4人以下とすることができる内容を規定する。</p>	

3 グループホームの居室の面積	グループホーム
<p>☞ 一つの居室の床面積は、9.9㎡(約6畳)以上。</p> <p><現行法令> 一つの居室の床面積は7.43㎡(約4.5畳)以上とする。</p> <p><基準設置の理由> グループホームは住まいであり、使い慣れた家具等を持ち込むスペースを確保するため9.9㎡以上と規定する。 なお、平成21年度から当該面積基準を公募要件に付して対応している。</p>	

4 多床室におけるプライバシーの配慮	施設系サービス・短期入所
<p>☞ 間仕切りを設置する等、プライバシーに配慮した仕様とすること。</p> <p><現行法令> 規定なし</p> <p><基準設置の理由> 間仕切り等の設置には、採光やスペースの課題もあるが、多床室であってもプライバシーへの配慮は必要であるため、努力規定を設ける。</p>	

5 浴室、トイレの構造

施設系サービス

☞ 出入口の幅等を、介護者を考慮したものにする規定の追加。

<現行法令>

- 【浴室】・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。
・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設ける。
- 【便所】・療養室のある階ごとに設ける。
・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。
・常夜灯を設ける。

<基準設置の理由>

介護が必要な車いす利用の入所者が浴室、トイレを使用する際に、支障なく設備を利用できるようにするため、各出入口の有効開口幅を介護者を考慮した幅100cm（車いすがとおりやすい幅（90cm）に介護者を考慮したもの）を確保することを規定する。

なお、特別養護老人ホームについては、平成23年度から当該項目を公募要件に付して対応している。

6 トイレの設置

通所系サービス・小規模多機能型・グループホーム・複合型サービス

☞ 通所系サービス等の設備基準に、トイレの設置を規定。

<現行法令>

規定なし（施設系サービス、短期入所、特定施設には規定あり。）

<基準設置の理由>

通所系サービス等についても、日常生活上必要であるため、トイレの設置について規定する。

なお、小規模多機能型及びグループホームについては、平成22年度から、複合型サービスについては、平成24年度から当該項目を公募要件に付して対応している。

7 バルコニーの設置

施設系サービス

☞ 2階以上の建物の場合は、バルコニーを設置。
なお、バルコニーは、車いすが通行可能な幅とする。

<現行法令>

規定なし

<基準設置の理由>

バルコニーは、非常災害時に一時避難場所や避難経路となり、安全性確保の観点から必要であるため規定する。

バルコニーの幅は、車いすが通行可能な90cmとする。また、バルコニーは建物の周囲全てが望ましいが、最低、各居室からバルコニーを通り、災害発生箇所をう回する避難経路を確保する。

なお、特別養護老人ホームについては、平成22年度から当該項目を公募要件に付して対応している。

8 汚物処理室の設置

施設系サービス・居住系サービス・小規模多機能型・複合型サービス

☞ 施設系サービス、居住系サービスの設備基準に、汚物処理室の設置を規定。

<現行法令>

規定なし（介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所には規定あり。）

<基準設置の理由>

施設系サービス、居住系サービスについても、衛生管理上必要であるため、汚物処理室の設置について規定する。なお、小規模多機能型及びグループホームについては、平成22年度から、複合型サービスについては、平成24年度から当該項目を公募要件に付して対応している。

9 手すりの設置

全般
(訪問系サービス・福祉用具サービス・
居宅介護支援を除く)

☞ 必要な箇所に手すりを設置。

<現行法令>

規定なし(老人福祉法の特別養護老人ホームには規定あり。)

<基準設置の理由>

施設・居住系サービス等においても、安全性確保の観点から必要な箇所に手すりを設置することを規定する。

10 サービスの開始時等における利用申込者の同意

全般
(軽費老人ホーム・特定施設・
養護老人ホームを除く)

☞ 文書により同意を得ることを義務化。

<現行法令>

規定なし(軽費老人ホーム、特定施設には規定あり。)

<基準設置の理由>

口頭での同意であっても契約は成立するため、現行では書面による同意までは求められていないが、軽費老人ホーム等を除くサービスにおいても、利用者と事業者の双方を保護する観点から必要であるため、軽費老人ホーム等にあわせて規定する。

11 サービス提供記録の利用者への提供

施設系サービス・居住系サービス・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
居宅介護支援

☞ 利用者からサービスに関する記録の提出の申し出があった場合は、その情報を提供する規定を追加。

<現行法令>

規定なし(在宅・通所系サービスには規定あり)

<基準設置の理由>

施設・居住系サービス等においても、利用者からサービス提供に関する記録の提出の申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供することは必要であるため、在宅・通所系サービスにあわせて規定する。

12 サービスの取扱方針①

施設系サービス・短期入所・
居住系サービス・小規模多機能型・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
複合型サービス

☞ 身体拘束廃止等への取り組み姿勢や、やむを得ず実施する際の手続きを追加。

<現行法令>

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

<基準設置の理由>

身体拘束廃止への取り組み姿勢を明示して廃止に取り組むことは、高齢者の尊厳、生活の質の維持・向上のため不可欠である。また、やむを得ず実施する際の手続きを明記することで、手続きの遵守が一層図られるため規定する。

1 3 サービスの取扱方針②

施設系サービス・短期入所・
居住系サービス・小規模多機能型・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
複合型サービス

☞ 身体拘束記録に記録すべき事項に「身体拘束に至る具体的経緯や状態」「解除予定日」「解除に向けた具体的取り組み」等を追加。

<現行法令>

身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

<基準設置の理由>

国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」に基づき、施設全体で「身体拘束廃止委員会」等により現状でも検討・記録されているが、身体拘束廃止の推進をさらに進めていくため規定する。

1 4 研修機会の確保①

全般

☞ 具体的な研修計画の策定。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<基準設置の理由>

従業者の資質の向上を図り、より適切な利用者処遇を行うためには、具体的な研修計画を策定し、各種研修を計画的に実施することが重要なため規定する。

1 5 研修機会の確保②

全般

☞ 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従業者への研修の実施等の措置を講じる規定を追加。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条】

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

<基準設置の理由>

高齢者虐待防止の一層の徹底を図るため規定する。

1 6 研修機会の確保③

全般

☞ 研修の機会の中に外部研修を追加。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<基準設置の理由>

従業者の資質の向上を図るためにも、外部研修は有効なものと考えられるため規定する。

17 非常災害対策

施設系サービス・居住系サービス・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
短期入所

☞ 想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画の策定を追加。

< 現行法令 >

非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

< 基準設置の理由 >

非常災害に関する具体的な計画については、施設系サービス等では、多くの要介護者・要援護者等が入所しており、非常時災害対策をさらに推進する必要があるため、立地条件等を個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害、土砂災害）に応じて個別に作成することを規定する。また、他のサービスについては、個別の作成の努力規定を設ける。

18 衛生管理等

特定施設・短期入所

☞ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の作成や研修の実施などを規定。

< 現行法令 >

規定なし（特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定あり。）

< 基準設置の理由 >

特定施設・短期入所においても、感染症や食中毒が一定程度集団発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の衛生管理の徹底を図る必要があるため規定する。

19 重要事項の掲示

全般

☞ 「閲覧」を追加。

< 現行法令 >

介護サービス事業者等は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

< 基準設置の理由 >

在宅系サービス等は小規模事業所が多く、掲示場所に苦慮している実態がある。また、掲示はしているものの文字が小さく掲示の目的を達成していない場合もあるため、閲覧による方法も可能として規定する。

20 事故発生の防止の対応

特定施設・短期入所

☞ 事故発生防止のための委員会の開催や指針の作成、研修の実施などを規定。

< 現行法令 >

規定なし（特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定あり。）

< 基準設置の理由 >

特定施設・短期入所においても、事故が一定程度発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の事故防止の徹底を図る必要があるため規定する。

2 1 事故発生時の対応

全般
(施設系サービス・養護老人ホーム・
軽費老人ホーム・居宅介護支援を除く)

☞ 事業者の市町村等への連絡に「速やかに」を追加。

<現行法令>

規定なし(施設系サービス等には規定あり。)

<基準設置の理由>

在宅系サービス等においても、事故発生時の対応では速やかな対応が必要なため、施設系サービス等とあわせて規定する。

2 2 サービス提供記録等の保存期限

全般

☞ 保存期限を5年に延長。

<現行法令>

保存期限は完結してから2年。

<基準設置の理由>

介護報酬の返還には、5年前までの書類の確認が必要であり、また、苦情や事故の対応にも考慮して、保存期限を5年に延長する。

2 3 申請者の基準

居宅系サービス・地域密着型サービス

☞ 申請者の法人格を規定。

<現行法令>

市長が条例で定めるもの。

<基準設置の理由>

改正前の介護保険法で規定されていた基準(法人であること)を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。

2 4 特別養護老人ホームの入所定員

特別養護老人ホーム
(介護老人福祉施設)

☞ 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設の入所定員を規定。

<現行法令>

- ①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、29人以下であって、指定権者の条例で定める数。
- ②介護老人福祉施設の入所定員を、30人以上であって、指定権者の条例で定める数。

<基準設置の理由>

改正前の介護保険法で規定されていた基準(①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下。②介護老人福祉施設の入所定員は30人以上。)を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。